

第2章 計画の内容

I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進
2. 男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援

II. 安全・安心な暮らしの実現

3. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援
(島田市DV防止対策基本計画)
4. 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
5. 個性を尊重し多様性をもって共存できる環境の整備

III. 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備

6. ワーク・ライフ・バランスの推進 (島田市女性活躍推進計画)
7. 就労の場における女性の活躍推進 (島田市女性活躍推進計画)

IV. 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり

8. 地域における男女共同参画の推進 (島田市女性活躍推進計画)
9. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (島田市女性活躍推進計画)

計画の体系図

○ 基本目標

性別にとらわれず
互いを認め合い
活躍できるまち
島田

○ 区分

- I.
男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- II.
安全・安心な暮らしの実現
- III.
誰もが働きやすく活躍できる環境の整備
- IV.
誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり

○ 基本的施策

- 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進
- 2. 男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援
- 3. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援
島田市DV防止対策基本計画
- 4. 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 5. 個性を尊重し多様性をもって共存できる環境の整備
- 6. ワーク・ライフ・バランスの推進
島田市女性活躍推進計画
- 7. 就労の場における女性の活躍推進
島田市女性活躍推進計画
- 8. 地域における男女共同参画の推進
島田市女性活躍推進計画
- 9. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
島田市女性活躍推進計画

○ 施策の方向性

- 1-(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供
- 1-(2) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の展開
- 1-(3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進
- 2-(1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実
- 2-(2) 家庭、地域、職場における男女平等の啓発・学習機会の提供
- 2-(3) ライフステージに応じた健康支援
- 2-(4) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供
- 3-(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実
- 3-(2) 相談体制の充実
- 3-(3) 被害者の安全保護と自立支援
- 4-(1) ひとり親家庭等への支援
- 4-(2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援
- 5-(1) 多様な性のあり方を前提とした環境整備、性の多様性に関する理解促進
- 5-(2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進
- 6-(1) 男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実
- 6-(2) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進
- 6-(3) 働き方改革の推進
- 7-(1) 性別に関わらず均等な雇用機会と待遇の確保対策の推進
- 7-(2) 女性の就労支援や起業支援
- 7-(3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
- 8-(1) 地域活動における男女共同参画の推進
- 8-(2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進
- 9-(1) 市政、審議会等への女性の積極的登用
- 9-(2) 職場における女性の積極的登用
- 9-(3) 地域や各種団体における女性の参画促進
- 9-(4) 女性の人材育成

I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本的施策1

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

《施策の方向性》

(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供

ジェンダー※平等の考えが社会に広まりつつある中、社会全体や市民の状況を適切に把握していくことが、効果的な啓発事業を進めるうえで重要となります。そのため、男女共同参画に関する調査や情報収集を行うとともに、市民に分かりやすい情報提供を行います。

- ◆男女共同参画及びジェンダー問題に関する情報の収集と提供として、国、県、他市、団体、研究教育機関等から得られる統計資料などの収集と情報提供を行います。また、図書館などで男女共同参画に関する情報を提供していきます。

その他、市が発信する男女共同参画に関する情報を各種メディア等で市民に向けて提供し、ジェンダーギャップ指数※など国際的な情報の提供を行います。

- ◆適切な情報提供、情報収集を行っていくため、男女共同参画に関するさまざまな調査を実施します。

※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

※ ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表している各国の男女平等度を図る指数のこと。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の展開

社会制度や慣行の見直し、意識改革の推進のため、率先して男女共同参画の視点に立った施策を推進していきます。また、男女共同参画啓発推進員※や事業所、近隣市町との連携体制による様々な機会を通じて普及・啓発活動を行います。

- ◆男女共同参画に関する啓発活動を開催します。また、社会制度や慣行を見直していくうえで重要な制度整備のため、条例・計画の普及・啓発に努めます。
- ◆男女共同参画啓発推進員の活動を推進します。また、男女共同参画推進を目的に、ネットワークを拡充していくため、男女共同参画社会づくり宣言事業所※のネットワーク形成を目指し、近隣市町との連携、体制整備も進めます。

(3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識※は、男女問わず未だ根強く残っていますが、例えば、家事・育児・介護などでは、男性の一層の参画が求められています。男性自身が固定的な性別役割分担意識を解消し、主体的に家庭生活や地域生活に関われるよう、情報提供や啓発活動を行います。

- ◆家庭や地域等で活躍する男性を増やしていくための考え方の啓発、取組を推進していきます。

※ 男女共同参画啓発推進員

男女共同参画推進施策の着実な実施を図るため、公募により市民から選任される委員で、男女共同参画の啓発や施策の企画運営への協力等を行う。

※ 男女共同参画社会づくり宣言事業所

企業等における男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に取り組むことを宣言し、静岡県に登録した県内の事業所。

※ 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本的施策2

男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援

《施策の方向性》

(1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実

幼児期を含む教育現場において、発達段階に応じ男女の人権を尊重する教育・学習の充実に努めます。あわせて、男女共同参画の理念を理解し、率先してジェンダー平等意識の定着を推進することができるよう、教職員等に対する研修の充実を図ります。

- ◆ジェンダー平等・人権教育を進めていくため、各教育機関における人権教育を行います。出前講座や様々な人権啓発事業を児童生徒向けに実施していきます。
- ◆児童生徒とその保護者を対象に学校生活、進路、家庭教育、生徒指導等に関する教育相談を実施します。
- ◆保育に関わる職員の人権意識を高めていく研修会等の啓発を充実させます。
- ◆キャリア教育において、性別にとらわれない進路指導を実施していきます。

(2) 家庭・地域・職場における男女平等の啓発・学習機会の提供

家庭・地域・職場などさまざまな場面において、男女の人権を尊重する啓発活動や、様々な機会を利用して学習機会の提供を行います。

- ◆人権擁護や人権尊重の啓発活動を通じて、家庭・地域・職場における人権意識を養います。また、公民館などの社会教育施設と連携し、男女共同参画に関する講座などを開催します。
- ◆開催日や内容の工夫などにより性別を問わず PTA 活動等学校行事への参加を推進し、男女共同参画を推進します。また、家庭教育学級※を通じて、親を対象として男女共同参画の啓発を行います。

※ 家庭教育学級

保護者同士が共通のコミュニティで様々な活動を通し、対話したり、親子で楽しんだりして、輪をつなげていくもの供のためだけでなく、保護者自身のためという視点で、主に 1 年生のお子さんをもつ保護者が学級生となり、選出された家庭教育学級役員が企画・運営をして取り組む活動

(3) ライフステージに応じた健康支援

誰もが自らの身体や精神を健康に保ち、侵害されない権利を有しており、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことが出来るよう支援体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や健康支援を推進する必要があります。そのため、男女それぞれのライフステージに応じて、心身の健康の保持・増進を図るための健康づくり支援事業を推進します。

- ◆性別、年齢に応じて各種検診等による健康支援を行います。また、各年齢層に応じた男女の健康相談を実施し、体制の充実を図ります。
- ◆出産に関わる講座や相談、教室や講習会など、妊産婦や乳幼児を持つ親を対象とした講座を開催します。また、子育て世代包括支援センターでの相談、乳幼児相談などを実施します。
- ◆男女の心の健康支援として、ゲートキーパー※の役割の普及、相談窓口の周知など自殺対策の強化を推進します。
- ◆性別を問わず誰もが健康づくりを行えるようにするため、誰もが取り組みやすいニュースポーツ※の普及などに取り組みます。また、参加しやすい環境づくりに努めます。

(4) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

妊娠・出産といった女性の特性についての正しい知識・情報を提供するとともに、生命尊重、人権尊重の視点に立った教育の充実・啓発に努めます。

- ◆青少年を取り巻く社会情勢や話題などを取り入れた性に関する授業を実施するなど、教育現場における性に関する教育・学習機会の充実を図ります。

※ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※ ニュースポーツ

子供から高齢者までを対象に「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツとして普及されている。競い合うことよりも「楽しむ」ことが重視され、幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにするとして注目されている。

II. 安全・安心な暮らしの実現

基本的施策3

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援

【島田市 DV 防止対策基本計画】

《施策の方向性》

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者・被害者を生み出さないため、ドメスティック・バイオレンス（DV）※やセクシュアル・ハラスメント等は人権侵害であるという認識を広く浸透させる取組を進めます。様々な機会を通じて、女性に対する暴力を許さない社会づくりのための啓発を推進するとともに、若い世代に向けた意識醸成を図ります。

- ◆さまざまな運動週間期間などに合わせて暴力根絶の啓発活動を行います。また、中学校や高校など若年層へのDV防止のための啓発活動に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

被害者が安心して相談することができるよう、関係機関が相互に連携し、相談体制を構築する必要があります。そのため、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

- ◆女性を対象とした男女共同参画に関する女性相談事業、セクシュアリティ※に関する悩みなどの相談事業を実施します。
- ◆児童や高齢者、障害者の相談・支援を行うほか、入院等に関わる社会福祉の立場から医療社会相談事業など、さまざまな困りごとに対応する相談体制を構築していきます。

(3) 被害者の安全保護と自立支援

関係機関と連携し、被害者の安全保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

- ◆女性に対する暴力根絶及びDV防止法制度や支援制度の啓発を推進します。また、関係機関等と連携をし、被害者に対しさまざまな支援を行います。

※ ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者・パートナーからの身体的・精神的・性的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的な暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

※ デートDV

交際相手からの身体的・精神的・性的な暴力のこと。

※セクシュアリティ

性のあり方全般を表す言葉。

Ⅱ. 安全・安心な暮らしの実現

基本的施策4

生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

《施策の方向性》

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等に対し、就業支援や経済的支援など生活の安定を図るための支援を行い、自立を促進します。

- ◆医療費助成、児童扶養手当、自立支援給付金といったひとり親家庭支援制度を充実させるほか、相談業務を実施します。

(2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

困難な状況にある高齢者や障害のある人、外国人等が、年齢、障害等にかかわらず、意欲や能力に応じて社会参加できるよう環境の整備を図ります。

- ◆相談者が性別によらず相談しやすくするために介護相談員を配置します。また、地域における高齢者の居場所づくり事業を推進します。
- ◆障害のある人の多様な社会参加の推進のため、障害者の就労支援を行います。
- ◆ひきこもり、若者無業者等、働きたくても働けない若者の就労支への支援や生活困窮者の自立支援などを行います。

II. 安全・安心な暮らしの実現

基本的施策5

個性を尊重し多様性を持って共存できる環境の整備

《施策の方向性》

(1) 多様な性のあり方を前提とした環境整備、性の多様性に関する理解促進

LGBT※など多様な性のあり方を前提とした地域社会を構築していくため、市民への意識啓発や職員の意識改革、業務対応に努めます。

- ◆LGBT など多様な性のあり方への理解を深めるため、市民へ情報発信を行います。また、静岡県が実施している「静岡県パートナーシップ宣誓制度※」の普及・啓発を行います。
- ◆市職員に向けて、多様な性のあり方についての理解促進を図るほか、窓口での行政手続きなど市業務の中で、多様な性のあり方を前提とした対応に努めます。また、ガイドラインなど市における性の多様性に関する行動宣言、行動指針を作成し、普及・啓発に努めます。

(2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進

在住外国人に対し適切な情報の提供や支援事業を推進します。また、国際理解教育を通じて、多様な文化や価値観について理解の促進を図ります。

- ◆外国人の生活基盤の整備として、さまざまな窓口において、外国人のために外国語表示などによる情報提供を行います。また、外国人を対象とした日本語教室などにより生活支援に取り組んでいきます。
- ◆外国籍児童に対する支援のため、専門の指導員を配置します。

※ LGBT

性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す表現。レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）のそれぞれの頭文字をつなげた言葉。

※ 静岡県パートナーシップ宣誓制度

「ジェンダー平等と性の多様性を認め合う環境づくり」を進めるため、令和5年3月から静岡県が開始した制度。お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するもの。

Ⅲ. 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備

基本的施策6

ワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】

《施策の方向性》

(1) 男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実

男女が共に働きながら子育てができるよう、支援体制の充実を図ります。

- ◆子育て支援事業の充実として、島田市版ネウボラ※を推進や就園前の子どもがいる家庭を応援するため地域子育て支援センター事業を実施します。
- ◆子育てサービス利用者支援の専門相談員「子育てコンシェルジュ事業」を実施します。また、妊娠中、出産間もない母親をサポートする「育児サポーター支援事業」を実施します。
- ◆ペアレントサポーターによる保護者への講座「家庭教育支援事業」を実施します。
- ◆保育事業における量と質の確保のため、保育の充実、病児保育の実施などを推進します。また、放課後児童クラブの体制整備などを進めます。
- ◆市民、市内事業所に向けて、育児休業制度の周知、利用の啓発を行います。また、市職員のワーク・ライフ・バランスの促進のため、効率的な業務遂行を図ります。また、育児中の家庭では、育児休業等の利用を推進していきます。

※ 島田市版ネウボラ
母子手帳交付時から各家庭に担当保健師を配置し、健診等の場で同じ保健師が継続して支援する体制を構築し、安心して子育てができることを目的とした事業。

※ ワーク・ライフ・バランス
仕事と家庭の調和がとれた状態のこと。仕事と家庭の調和憲章では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

(2) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進

男性が家事、子育て、介護に主体的に関わり、責任を担うことができるよう学習会を提供するほか、男性中心型労働慣行※の意識改革につながる情報提供や啓発活動に努めます。

- ◆家庭生活への男性の参画促進に関する啓発を行います。また、家事や育児等への男性の参加を促進するための講座を開催していきます。

(3) 働き方改革の推進

長時間労働等を代表とする男性中心型労働慣行の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、ライフステージに応じた多様な働き方を推進します。

- ◆多様な働き方を選択できる環境の整備に向けて、市民や事業所等へ情報提供を行っていきます。また、雇用における男女の均等な機会の確保を目指し、男女共同参画に積極的に取り組む「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進を行います。

※ 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功序列的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心型の働き方等を前提とする労働慣行。

Ⅲ. 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備

基本的施策7

就労の場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

《施策の方向性》

(1) 性別に関わらず均等な雇用機会と待遇確保するための対策推進

男女の平等な雇用や労働条件を確保するための制度の周知や仕組みづくり、また、就労支援に取り組みます。

- ◆入札制度や公共調達への加点制度の実施や家族経営協定※の利用促進・制度促進により、男女共同参画を目指した環境整備を進めます。
- ◆大学生と事業所との就職情報の交流のため、島田市・藤枝市・焼津市の3市での就職イベント等を実施します。
- ◆事業所等における女性職員の能力発揮の促進についての取組方法に関する周知や、女性活躍推進法※に関する法令、制度等の周知を図ります。

(2) 女性の就労支援や起業支援

職場における女性の活躍は、社会・経済活動の原動力であり、男女共同参画社会の実現には必要不可欠です。そのため、女性が能力を十分に発揮できるよう、就労や起業への支援をします。

- ◆女性の就労や企業への支援のため、ハローワーク等と連携して、女性の就労機会を創出します。また、女性の起業支援のため、起業セミナーを開催します。

(3) セクシュアル・ハラスメント※等の防止対策の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けて、啓発や研修会の開催などによる防止対策を推進します。

- ◆市民・事業所に向けてさまざまな媒体を用いて、セクシュアル・ハラスメント等の防止を推進します。また、市職員や教職員、総合医療センター職員に向けて、セクハラ・パワハラ防止のための研修会等を開催します。併せて、各職場での相談体制を構築します。

※ 総合評価競争入札

従来の価格のみでの競争により落札業者を決めるのではなく、価格と価格以外の要素（企業の技術力や社会貢献度等）を総合的に評価し、落札業者を決める入札方式のこと。

※ 家族経営協定

農家における家族員の平等な経営参画を保障するために、家族員相互間で、就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを行うこと。

※ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか的一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

※ セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にあるもののみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうるもの。

IV. 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり

基本的施策8

地域における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

《施策の方向性》

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

地域においても、男女が共に同様の役割を担うためには、地域活動やまちづくりにおける政策や方針の決定の場に、女性が参画することが必要です。性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の組織や団体への啓発や支援を行います。

- ◆自治会に関する各種委員について、性別の偏りがなくなるように、女性登用の啓発を行います。また、地域活動における男女共同参画意識の醸成を図るため、防犯、交通安全等の地域の安全活動への女性参画を目指し、関係団体の活動への女性の参加促進を行います。

(2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進

地域防災力の強化のため、男女共同参画の視点を持った防災活動の推進を図ります。

- ◆地域の防災活動における女性の登用促進を図るため、消防団等における女性の活躍を促進するほか、女性の視点が必要不可欠な避難所運営においても女性の登用を促していくため、避難所運営会議等の地域防災活動における女性の登用促進に努めます。

IV. 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり

基本的施策9

政策・方針決定過程への女性の参画拡大【女性活躍推進計画】

《施策の方向性》

(1) 市政、審議会等への女性の積極的登用

市政に多様な意見を反映させるため、市が設置する審議会等への女性の登用を積極的に推進するほか、女性登用に向けた課題把握や環境整備にも努めます。

- ◆市の審議会等における女性委員の登用率の向上を目指します。また、課題を把握し、登用率向上につなげていくための調査を行います。また、登用の進まない分野は個別に調査・公表・分析等を行います。

(2) 職場における女性の積極的登用

市職員の女性管理職比率は未だ低い水準にとどまっています。市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、市職員への研修の充実や適正な人事評価により女性職員の管理職への登用を推進します。

- ◆女性職員の管理職(係長職含む)への能力、適性に応じた登用を行います。また、女性職員の資質、能力向上を目的とした研修を行います。

(3) 地域や各種団体における女性の参画促進

自治会組織やPTA等地域の各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、啓発事業を推進します。

- ◆自治会役員への女性登用を促すため、自治推進委員への啓発を行います。また、コミュニティ組織等の役員への女性の登用促進のための啓発を行います。
- ◆男女の均衡の取れたPTA役員体制の促進のため、女性の登用促進を呼びかけます。

(4) 女性の人材育成

女性が政策・方針決定過程へ参画し、それぞれの能力を發揮できるよう、人材の育成や発掘、講座の開催、情報の提供に努めます。

- ◆女性の人材育成と能力の活用を図ります。女性リーダー育成のための学習機会の提供や、女性リーダーの育成事業、人材育成講座等を開催します。また、地域防災で活躍できる女性を育成・発掘するため講座や防災教室への女性の参画促進を図ります。